

マイナンバー制度の関係書類について（令和4年1月14日～）

【申請書に記載が必要なマイナンバー】

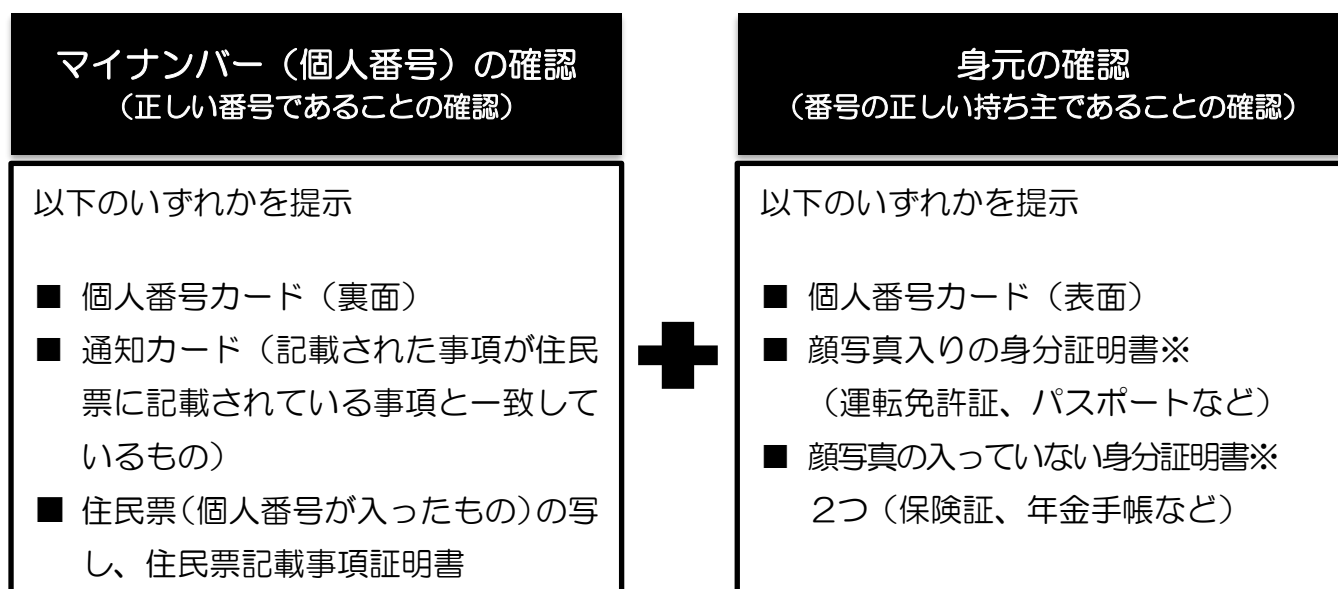
マイナンバーを利用する場合、申請書には、患者及び申請者と世帯員（申請者が属する住民票上の世帯の全ての世帯員）のマイナンバーの記載が必要です。

世帯員のマイナンバーは窓口では確認を行わないため、記載にあたってはお間違えのないようにご注意ください。

【確認書類について】

書類を提出の際には、窓口において「マイナンバーの確認」と「身元確認」を行いますので、以下の書類をお持ちください。なお、「写し」の記載がないものは原本の提示が必要です。

【申請者本人が申請する場合】



※身分証明書となるもの

■ 顔写真入りの身分証明書

（いずれも提示時において有効なもの）

運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、顔写真入りの学生証・社員証・資格証明書

■ 肝炎治療受給者証、肝がん・重度肝硬変治療特別促進事業参加者証

（いずれも提示時において有効なもの）

■ 顔写真の入っていない身分証明書（2つ以上の提示が必要）

（いずれも提示時において有効なものまたは発行から6ヵ月以内のもの）

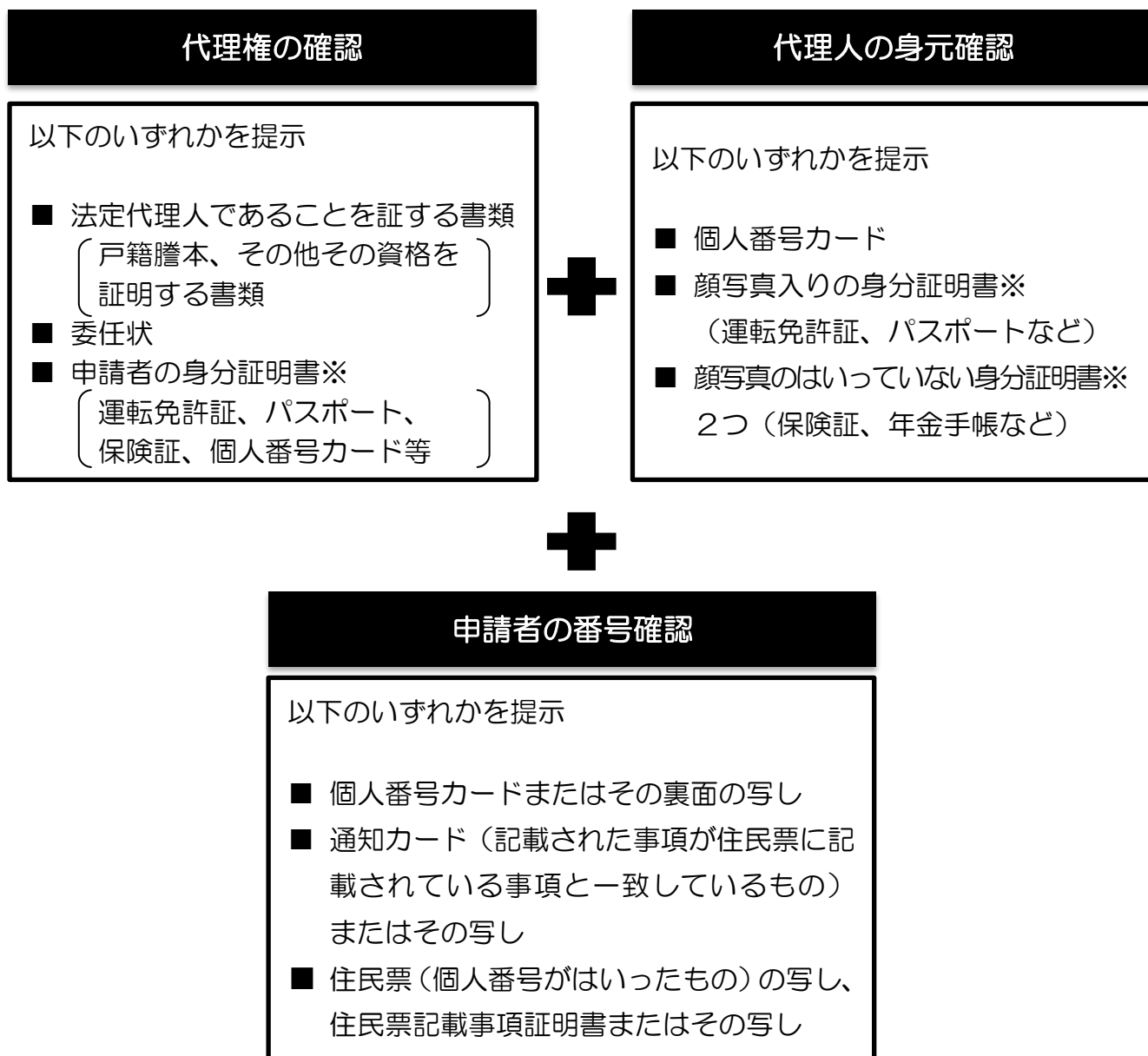
保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、写真表示のない学生証・社員証・資格証明書（氏名、生年月日または住所が記載されているもの。）

住民票の写し、住民票記載事項証明書（個人番号の確認として提示した場合は不可）

印鑑登録証明書、戸籍の付票の写し（謄本、抄本も可）、母子健康手帳

【申請者のご家族や施設の職員等、代理人が申請する場合】

代理人の「代理権、身元確認」と、申請者の「番号確認」を行います。



※身分証明書となるものについては、表面を参照